

食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案における意見募集に
ついて寄せられた御意見について

令和元年10月9日
厚生労働省医薬・生活衛生局
食品監視安全課
食品基準審査課

食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案について、令和元年7月26日から8月24日までの間、御意見を募集したところ、83件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する回答については、別添のとおりです。

なお、御意見については、適宜要約等の上、取りまとめており、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますので御了承ください。

今回、御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	項目	御意見	当省の考え方
1	(1)①営業許可業種	非営業の給食施設の施設基準を定めることができるよう政令指定していただきたい。 ※同様の意見が3件	営業にあたらぬ集団給食施設については、許可が必要な業種として政令で指定していませんが、今回、新たに衛生管理の基準について準用規定を適用することにより、衛生管理の更なる向上を図ることとしています。
2	(1)①営業許可業種	許可業種名だけでなく、その内容も含め定義していただきたい。また、従前と対象の範囲が変わる場合はなるべく早く必要な周知をしてもらいたい。 ※同様の意見が7件	意見募集は、政令案の概要により実施しましたが、本政令において必要な定義を記載しております。また、施行後の営業許可業種の範囲の詳細については追って通知やQ&Aにてお示しいたします。
3	(1)①営業許可業種	「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、これを販売する営業」は長すぎるため文言の検討をお願いしたい。 ※同様の意見が4件	政令においては、対象とする営業の内容を明確にするため、このように記載していますが、許可の申請書等における記載の仕方について、各都道府県等において工夫していただくことは差し支えありません。なお、食品衛生申請等システムでは、プルダウンで営業の種類を選択し枠内に記載が収まるよう設定する予定です。
4	(1)①営業許可業種	「食品の小分け業」とは、常温流通され、かつ、水分活性が低い乾物等の小分け(自動充填または手作業での充填)もこの小分け業の対象になりますか。具体的にどのような食品が想定され、小分け業の	食品の小分け業は、許可の対象となっている各営業において製造された食品を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業のことをいい、これらに該当しない食品を小分けする場合は、届出の対象となります。

		対象になりますか。	
5	(1)①営業許可業種	「食品の小分け業」は倉庫業法に規定された冷蔵倉庫業を除いていただきたい。	
6	(1)①営業許可業種	マヨネーズ・ドレッシング製品は、食酢や食用油脂等を原材料に使用するなど、その製品特性から一般的にはその大半がpH4.6以下で製造されているとみられる。このため、今後、制度適用の具体的な内容を定める段階において、マヨネーズ・ドレッシング類の製品が許可の対象外となり得ることについての検討を要望する。	今般の改正法の附則第14条で「政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」としています。したがって、御指摘の内容も含め、定期的に措置を検討することとしています。
7	(1)①営業許可業種	食品の営業規制に関する検討会とりまとめでは、「行商であって、許可業種に該当しないもの(例:調理加工を行わない魚介類の行商)については、届出の対象とする。」とあるが、魚介類販売業(自動車による営業)と行商との区別が明確となるように許可業種の定義を定めて	自動車による営業を行う魚介類販売業と行商の区別については、「店舗を設け」ているかどうかによって判断することとしています。

		ほしい。	
8	(1)①営業許可業種	「魚介類競売営業」や「麺類製造業」は、現行と異なり一部が漢字になっているが文言の整理なのか。	<p>別途、「食品衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令」において、表記の近代化のため形式的な改正を行ったものです。</p> <p>「競る」「麺」は常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に掲載されていることから漢字に改めることとしています。</p>
9	(1)①営業許可業種	「冷凍食品製造業」または「複合型冷凍食品製造業」を取得した場合、当該施設で「冷凍食品」を製造しつつ、「凍結流通品」の製造も合わせて継続することが出来るのか。	「冷凍食品製造業」または「複合型冷凍食品製造業」を取得した場合、当該施設で「冷凍食品」を製造しつつ、各営業の許可の範囲内で「凍結流通品」を製造することも可能です。

10	(1)①営業許可業種	<p>4月26日の「食品の営業規制に関する検討会とりまとめ」と比較して、パブリックコメントの政令案には具体的な規制の内容の記載が不十分であり、「食品の営業規制に関する検討会とりまとめ」と大きな変更がないことを確認したい。</p>	<p>各具体的な内容については、本政令においてお示しており、「食品の営業規制に関する検討会とりまとめ」の内容から実質的な変更はありません。</p>
11	(1)①営業許可業種	<p>「複合型そうざい製造業」や「複合型冷凍食品製造業」については、4月26日の「食品の営業規制に関する検討会とりまとめ」の中では、各々そうざい製造業及び冷凍食品製造業の一部として、また「統合型」として定義されていた。</p> <p>本パブリックコメントの中では「複合型」として、また独立した許可業種として規定されているが、とりまとめの定義と変わらないことを確認したい。</p>	

12	(1)①営業許可業種	<p>製造業の 카테고리を整理し簡潔にすべきと考える。カテゴリーは、基準や指導等のもとなるものだが、使用する設備も、製造方法も異なるものの、衛生の観点から必要とする施設の基準や、講ずべき措置の基準は共通するものが多く、また〇〇するものにあっては〇〇を設けること、〇〇することなどの基準とすれば足りると考える。</p>	<p>今回の業種の分類については、2018年8月～2019年4月に開催した食品の営業規制に関する検討会において、業界団体からのヒアリングや有識者との意見交換、検討会のとりまとめのパブリックコメントに寄せられた御意見を踏まえて整理したものです。</p>
13		<p>豆腐製造業において、豆乳を簡易な容器に入れてすぐに飲用する目的で販売する場合は清涼飲料水の許可ではなく豆腐製造業の一環として取り扱ってはどうか(清涼飲料水の規格基準は適合することが前提)。</p>	<p>豆腐の製造に伴う副産物を主原料とする豆腐加工品を製造については、豆腐製造業の許可で対応可能とすることとしており、御指摘のような形態の豆乳(清涼飲料水に該当するものを除く。)も、これら豆腐加工品に含まれます。</p>
14		<p>「三十 密封包装食品製造業」と「三十一 食品の小分け業」が規定されているが、食品の小分けをして再度密封包装等する場合、どちらの施設基準になるか不明確である。</p>	<p>小分けした食品を容器包装に密封する場合は「密封包装食品製造業」の許可が必要となります。</p>

15		<p>「複合型」製造業の要件として、HACCPに基づいた衛生管理が出来ていることが要件になっているが、そもそもHACCP事態が自主衛生管理のため、許可の要件に入れるのは望ましくないのではないか。</p> <p>また、これから許可を取得するにあたって製造品目や製造方法がまだ決まっていない段階で衛生管理計画は立てられないのではないか。</p>	<p>複合型の営業許可については、HACCPに基づく衛生管理の内容自体は、許可の要件とはなりません。</p> <p>営業開始後、立ち入り検査等により、可能な限り速やかに衛生管理の状況を確認することとなります。</p>
16	1) ①営業許可業種	<p>要許可業種の並び順が現行では、調理関係、乳類関係、食肉関係、魚介類関係と系統立てた順番になっているが、政令案では系統立てておらず分かりにくい。現行のように系統立てた順番にしてほしい。</p>	<p>許可業種の見直しは、その施設や設備を含む営業形態の類似性や共通性に着目して行われていることから、許可業種の規定順については、営業の形態等を踏まえて業種を分類し、①調理、②販売、③処理、④食品の製造・加工、⑤添加物の製造の順に規定しています。</p>

17	1) ①営業許可業種	<p>許可営業32業種については、申請者から食品営業に係る形態や取扱品目等を聞き取ることにより、各自治体が業種を判断することとなる。</p> <p>しかしながら、その判断にあたっては疑義が生じることが想定されるため、同32業種の範囲について疑義回答の機会(例:各自治体から事前に疑義を集約し、担当者会議等の場でまとめて回答する等)を定期的に設けていただきたい。</p>	<p>全国的に解釈・運用の共通化を図る必要がある案件については、関係者の意見を調整した上で、厚生労働省から都道府県等に対して技術的助言を行うための仕組み(公開の検討会等)を設けることとしています。</p>
18	1) ①営業許可業種	<p>「2. 改正の内容」の「(1)食品衛生法施行令等の改正」に「1 都道府県が施設についての基準を定めるべき営業」とありますが、今まで地方で、基準がまちまちであった施設基準のうち基本となる基準を国として明らかにしていただきたい。</p>	<p>営業施設の基準については、厚生労働省令で参酌基準として示します。</p>

19	1)①営業許可業種	<p>自動車を利用して行う営業が可能となるのは、どの業種か。</p> <p>「食品の営業規制に関する検討会とりまとめ(政省令関係事項)」においては、「飲食店営業」及び「食肉処理業」で可能とされているが、本県では、現行許可業種の「飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、乳類販売業、食肉販売業(包装品のみ)、魚介類販売業」で認めており、引き続き営業できるように考慮してもらいたい。</p>	<p>施設基準を満たすことができれば、どの許可業種であっても、自動車を利用した営業が可能です。ただし、参酌基準としてお示しする予定のある業種は、「飲食店営業」及び「食肉処理業」のみです。その他の業種については、各都道府県等の事情に応じて施設基準策定の必要性を御検討下さい。</p>
20	1)①営業許可業種	<p>露店やイベントへの出店など、通常の固定店舗とは異なる移動式の営業形態が数多く存在するが、このような営業形態への許可はどのように規定されるのか。本県では、飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業を対象に、施設基準を緩和した上で、品目を制限して許可しているが、今後同様な取扱いは可能と考えてよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

21	1) ①営業許可業種	<p>「飲食店営業」について、「食品の営業規制に関する検討会とりまとめ(政省令関係事項)」で示された「簡易飲食店営業」は、どのようにして「飲食店営業」と区分するのか。「飲食店営業」に限定条件を付して許可することを想定しているのか。</p>	<p>「飲食店営業」に限定条件を付して許可することを想定しています。</p>
22	1) ①営業許可業種	<p>「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、これを販売する営業」について、「令和元年7月厚生労働省医薬・生活衛生局の講演資料」において、「その他食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く」とあるが、この装置は、今後、具体的に示されるのか。</p>	<p>必要な性能を満たした自動販売機の型番等の情報については、追って通知等でお知らせします。</p>
23	1) ①営業許可業種	<p>「三十一食品の小分け業」が新設されましたが、別途 製造業の営業許可を有しており、その営業の範囲内である食品を小分けする場合は、当該許可は不要となることをご検討ください。</p>	<p>ある製造業の営業許可を有しており、その営業の範囲内である食品を小分けする場合、追加で食品の小分け業の許可を取得する必要はありません。</p>

24	1) ①営業許可業種	<p>第54条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業について「食品の冷凍および冷蔵業」がなくなり「冷凍食品製造業」が新設されています。</p> <p>上記について、以下お伺いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「食品の冷凍および冷蔵業」を取得していた場合、「冷凍食品製造業」へは営業許可更新時に切り替えの対応となるのか。新規営業許可申請が必要となるのか。 	<p>既存の営業許可業種の事業者が経過措置期間終了後、新制度の下で許可を取得する場合、改めて申請を行う必要があります。なお、手数料が新規と更新で異なる場合、どちらを適用するかは、現場確認の必要の有無等を踏まえ、各都道府県等で判断することとなります。</p>
25	1) ①営業許可業種	<p>「冷凍食品製造業」と「複合型冷凍食品製造業」は具体的にどのような違いがあるのでしょうか。</p>	<p>「HACCPに基づく衛生管理」を行う冷凍食品製造施設にあっては、複合型冷凍食品製造業を取得することで、食肉処理、菓子(あん類を含む。)製造、めん類製造、又は魚介類処理にあたって、これらの食品に必要な営業許可を要しません。</p>
26	1) ①営業許可業種	<p>「凍結流通品」のみを製造している場合、営業許可の取得要否についてはどのように考えればよいか。</p>	<p>それぞれの食品の製造業(そうざい製造業や菓子製造業等)の許可が必要です。</p>

27	(1)①営業許可業種	<p>今回の法令改正に際して、塩漬け処理を行う梅生産農家は、これまでと同様に漬物製造業者に該当しないとの取扱いをしていただきたい。</p>	
28	(1)②届出不要業種	<p>野菜や果物を非包装で販売する営業については、「公衆衛生に与える影響が少ないものとして政令で定める営業」には含まれないと思われるが、野菜や果物の販売形態や包装形態は多様であり、HACCPの制度化により、届出対象業種は食品衛生責任者の設置も義務付けられることから、届出対象となる「野菜果物販売業」の範囲は明確に示してほしい。</p>	<p>生産者団体等が出荷前に選果・選別等と一体的に実施する、皮剥き・洗浄・袋詰め・冷蔵処理・キュアリング・乾燥等の形状変化を伴わない農産物の出荷調製及びカントリーエレベーター・ライスセンター・農業倉庫における穀類の乾燥・調製・保管業務については、届出の対象としないこととしていますが、その他、生産者自らが実施する行為が届出の対象に該当するか否かについては、通知やQ&Aで考え方を示す予定です。</p>
29	(1)①営業許可業種	<p>従来、マヨネーズ・ドレッシング製品はソース類製造業の営業許可の下で、包括的な製品製造が行われていたことから、仮に、同製品が密封包装食品製造業の許可対象とされる場合においては、同様に一種</p>	<p>密封包装食品(レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品をいう。)であって、その保存に冷凍又は冷蔵を要しないものについては、密封包装食品製造業の許可により製造可能となるよう検討しています。</p> <p>また、許可を取得している施設が、許可対象外の食品も併せて製造している場合、食品衛生申請等システムの設計上それぞれに手続</p>

		<p>類の営業許可の取得により従来同様の製品製造が可能となり、複数の営業許可の取得並びに許可と合わせて届出の手続きが必要とならないことについて、今後、制度適用の具体的な内容を定める段階において明らかにするように要望する。</p>	<p>を行う必要がありますが、今後、効率的な手続が行えるよう定期的に改修を進めることを予定しています。</p>
30	1) ①営業許可業種	<p>現行の飲食店営業で、「又は設備を設けて客に飲食させる…」とあるが設備＝客席と誤解を招く事例が多いので、設備をより明確に表記していただきたい。</p>	<p>営業許可業種の具体的な範囲については追って通知や Q & A にてお示しすることとします。</p>
31	1) ①営業許可業種	<p>添加物製造業は、法改正前は規格基準のある添加物のみが対象であったが、今後規格基準外の添加物も許可対象になるのか。</p> <p>現在、非許可で添加物を混合や小分けのみを行っている業者はほとんど食品衛生管理者の資格を有する者がおらず、今後そのような業者も管理者が必要となった場合、多くの事業者が廃業となることが想定される。添加物のため今後厳しく</p>	<p>添加物製造業の範囲については、改正前と変更はありません。</p>

		規制を行っていく方針なのか、規格基準外の添加物は管理者を免除できるようにするのか明示していただきたい。	
32	1) ①営業許可業種	アイスクリーム類製造業を有している場合、冷凍タイプの発酵乳(いわゆるフローズンヨーグルト)の製造も可となることをご検討いただきたい。	改正後は、発酵乳を含む乳製品については、飲料形態であれば乳処理業又は乳製品製造業の許可施設で、飲料形態のもの以外の場合は、乳製品製造業の許可施設において製造が可能です。 なお、アイスクリーム類製造業の範囲については、改正前と変更はありません。
33	1) ①営業許可業種	飲むタイプの発酵乳は乳処理業、食べるタイプの発酵乳は乳製品製造業とそれぞれの営業許可が必要ということか。飲むタイプの発酵乳は乳処理業または乳製品製造業、いずれでもよいか。	
34	1) ①営業許可業種	そうざい、菓子、麺類及び魚肉ハムソーセージが製造可能な「二十六 複合型そうざい製造業」、冷凍食品、菓子及び魚肉ハムソーセージが製造可能な「二十八 複合型冷凍食品製造業」等の種類の食品	複合型そうざい製造業や複合型冷凍食品製造業で魚肉ハムソーセージは製造できません。また、施行後の業種の範囲の詳細については追って通知や Q & A にてお示しいたします。

		<p>を製造できる営業許可があるが、その他は複数の種類の食品を製造できる営業許可名はあまり見当たらない。また容器包装詰加圧加熱殺菌食品等を製造する「三十 密封包装食品製造業」等は営業許可名から製造可能な食品が分かりにくいです。「一施設一営業許可」との原則に従い、「それぞれの営業許可がどの種類の食品の製造可能か、分かりやすく表等で整理して頂きたいお願い致します</p>	
35	1) ①営業許可業種	<p>密封包装食品であって冷蔵や冷凍を要するドレッシングのみを製造する事業者(例;いわゆるチルドドレッシング等)は、密封包装食品製造業の許可対象外と思料されるが、届出業種に該当するかどうかも含めて、今後、制度の実務的な運用を定める過程において明らかにしてほしい。</p>	<p>施行後の業種の範囲の詳細については追って通知や Q & A にてお示しいたします。</p>

36	(1)②届出不要業種	<p>「器具又は容器包装(改正法による改正後の法 18 条第 3 項の政令で定める材質以外の原材料が使用された器具又は容器包装に限る。)の製造をする営業」との表記は、合成樹脂以外の容器包装は公衆衛生に与える影響が少ないと一般の方々には読める為、誤解を与え易いと考えため、表現を改めてほしい。</p> <p>※同様の意見が 9 件</p>	<p>「公衆衛生に与える影響」は、市場における流通量が大きいことなども考慮しているものであり、改正法による改正後の法 18 条第 3 項の政令で定める材質(合成樹脂)が安全性上特段の懸念があるとは認識しているものではありません。</p> <p>改正法による改正後の法第 18 条第 3 項の政令で定める材質は、様々な器具及び容器包装に幅広く使用されていること、諸外国においてポジティブリスト制度の対象とされていること、事業者団体による自主管理の取組の実績があること等を踏まえて、合成樹脂を対象としており、合成樹脂を使用した器具・容器包装の製造事業者については、必要に応じて製造管理の実施等について監視指導を行えるよう、届出不要業種からは除外することとしております。</p>
37	(1)②届出不要業種	<p>一般家庭で使用する調理家電製品においては、最終セットメーカーが管理責任を負う場合は、製品に組み込まれる部品の製造事業者は「公衆衛生に与える影響が少ないもの」として頂きたい。</p> <p>※同様の意見が 30 件</p>	<p>部品は、そのまま販売されることも想定されるため、食品衛生法上の器具として取り扱われます。</p> <p>また、器具に使用される材質のうち、市場における流通量が大きいことなども考慮して、合成樹脂をポジティブリスト制度の対象としており、合成樹脂を使用した器具(部品を含む)は製造管理及び届出の対象とすることとしております。</p> <p>また、委託元の事業者が設定した製品設計等により製造される場合、委託先の事業者において適切に製造管理が行われていると考えております。</p>

38	(1)②届出不要業種	<p>施行令第 35 条の 2 の営業について、改正法による改正後の食品衛生法第 54 条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業と比較し、異なる事項が、何かがあるよう、明記頂けるとよい。</p>	<p>改正法による改正後の法第 57 条第 1 項は、届出が必要な営業を規定しており、第 54 条の規定により都道府県が施設基準を定める必要がある営業（許可が必要な営業）及び公衆衛生に与える影響が少ないものとして政令で定める営業は、いずれも届出が不要な営業であることは法律の条文上明らかであることから、現在の記載のままさせていただきます。</p>
39	(1)②届出不要業種	<p>「食品の営業規制に関する検討会のとりまとめ」では、食品と接触する器具・容器包装の製造する事業者は届出対象とされているが、器具・容器包装の製造・販売者は、届出対象から除外されたのか。</p>	<p>ポジティブリスト制度の対象となる材質（合成樹脂）が使用された器具・容器包装の製造事業者が届出の対象となります。本政令では、ポジティブリスト制度の対象となる材質（合成樹脂）以外の原材料のみが使用された器具・容器包装の製造事業者の届出は不要とすることとしています。</p>
40	(1)②届出不要業種	<p>「食品の営業規制に関する検討会とりまとめ（政省令関係事項）」では、営業届出対象業種として、海藻加工業・食酢製造業・小麦粉製造業等の製造・加工業、さらに、乳類販売業・氷雪販売業等の販売業などが検討されていた。</p> <p>今回の法第 57 条第 1 項に係る政令（案）では、届出が必要となる営業に前述の営業等についての言</p>	<p>「2. 改正の内容」の「(1)食品衛生法施行令等の改正」②に記載している「公衆衛生に与える影響が少ないものとして政令で定める営業」は、改正法第 57 条で届出を義務づけられない営業です。政令では、届出対象事業者を個別に明記は行いません。営業許可対象事業者及び上記の届出を義務づけられない事業者以外の事業者が届出対象事業者となります。</p>

		<p>及がない。</p> <p>この項に記載されていなくても、公衆衛生に与える影響が少ない営業（営業許可業種以外の製造、販売等を行う業種）として HACCP の考え方を取り入れた衛生管理に取り組む業種は届出対象となるとの認識でよいか。</p>	
41	(1)②届出不要業種	<p>「二 食品又は添加物の貯蔵のみをし、又は運搬のみをする営業（食品の冷凍又は冷蔵業を除く。）」とあるが、「食品の冷凍又は冷蔵業」は改正前の許可業種名称であるので届出業種名称が決められているのであればそれに、もしくは、「低温下で貯蔵又は運搬する業種」に訂正いただきたい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
42	(1)②届出不要業種	<p>届出不要業種とされている「容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品又は添加物のうち、冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化により食品</p>	<p>容器包装されていないが通常賞味期限が表示される菓子を客が必要량だけとって購入する形態の販売については、「容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品」にあたらないため、届出を必要とすることとしています。</p>

		<p>衛生上の危害の発生のおそれがないものの販売をする営業」について、駄菓子屋や大型業務スーパー等で見られる容器包装されていないが通常賞味期限が表示される菓子(ガム、グミ等)を客が必要량だけとって購入する形態の販売は該当しないと解される。届出除外となるように表現を再検討いただきたい。</p>	
43	(1)②届出不要業種	<p>「1 都道府県が施設についての基準を定めるべき営業」および「2 公衆衛生に与える影響が少ないものとして政令で定める営業」に、「包装済冷凍冷蔵食品の保管運搬業」について記載されておりません。「2 公衆衛生に与える影響が少ないものとして政令で定める営業」に追記して頂きますようお願いする。</p>	<p>「包装済冷凍冷蔵食品の運搬業」は「食品又は添加物の貯蔵のみをし、又は運搬のみをする営業(食品の冷凍又は冷蔵業を除く。)」に含まれていますが、「包装済冷凍冷蔵食品の保管業」については、届出が必要な業種として整理しています。</p> <p>ただし、今般の改正法の附則第 14 条で「政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」としています。したがって、御指摘の内容も含め、定期的に措置を検討することとしています。</p>

44	(1)②届出不 要業種	<p>三の「冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化により食品衛生上の危害の発生のおそれのないもの」について、その具体例を示していただきたい。また、弁当類などの衛生規範等によりその保存に関して一定の配慮が求められている食品は、これに含まれないと考えてよいか、示していただきたい。</p>	<p>「冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化により食品衛生上の危害の発生のおそれのないものの販売をする営業」としては、食料品店、駄菓子屋、酒屋等を想定しており、弁当類の販売は含まれません。</p>
45	(1)②届出不 要業種	<p>改正の内容の(1)の2の三を見ると、許可のある施設で製造・包装され、その状態のまま販売する生菓子や乳、総菜は冷蔵が必要なので、これに含まれないと思われるが、今後は許可取得等どのような扱いになるのか。</p>	<p>冷凍又は冷蔵による保存が必要な食品の販売については、届出が必要となります。</p>

46	(1)④経過措置	<p>「器具製造事業者」が既販売品を食品衛生法未対応のままにしていると、「食品製造・販売事業者」は、衛生規制が施行されてからも食品衛生法未対応の器具や容器包装を用いて食品を生産・販売することになる。</p> <p>既販売品が食品衛生法不適合品であった場合、それを用いて生産された食品は食品衛生法を違反していることになるのか。</p>	<p>経過措置において、施行の際に製造等されている器具等については、食品衛生法の改正に伴う新たな規定は適用しないこととされており、引き続き営業上使用することが可能です。</p>
47	(1)④経過措置	<p>営業許可制度の見直しに伴う経過措置については都道府県等と協議のうえで措置適用期間も含めて十分な措置を設けていただきたい。</p>	<p>既存の事業者の事業継続に支障を及ぼさないよう、必要な経過措置を設けることとしています。</p>
48	(1)④経過措置	<p>届出を要する営業で、現行で許可となっている業種については、届け出の負担が軽減されるよう、現在の営業許可をもって届出がなされているようにする柔軟な運用をお願いする。</p>	<p>旧法第 52 条第 1 項の許可を受けて営業を行っている事業者のうち、新法の営業届出の対象となる事業者については、施行日に新法第 57 条第 1 項に基づく届出をしたものと見なす旨の経過措置規定を設けています。</p>

49	(1)④経過措置	<p>営業規制に関する検討会とりまとめに対するパブコメへの回答において、「条例許可業種で新たに政令許可業種になる場合、複数の許可業種が1種類に統合される場合、複数の営業許可を別々の時期に取得している場合などについても、いくつかのパターンに分け、政省令に必要な経過措置規定を設けることを検討していく」としていたが、今回の案ではまったく具体的なものが示されていない。今後のスケジュールも含め、早急に対応を明らかにしていただきたい。</p>	<p>意見募集は、政令案の概要により実施しています。今回の改正により複数の許可業種が1種類に統合される場合等の必要な経過措置を設けています。</p>
50	(1)④経過措置	<p>現行の「食品の冷凍および冷蔵業」の営業許可期限に関わらず、法施行後は「冷凍食品製造業」の取得が必要になるのか。</p>	<p>施行日前に受けた営業の許可の期限が施行日後である場合は、その期限まで新たに営業許可を取得しなくてもよいとする経過措置を設けています。</p>
51	その他	<p>政令の内容について、事業者や監視指導を行う自治体に早期に周知し、円滑に改正食品衛生法に対応できるように準備を進めていただきたい。</p>	<p>改正食品衛生法や政省令の内容については、様々な媒体・機会を活用し、周知に努めてまいります。</p>

		※同様の意見が1件	
52	その他	政令の内容、施行後の運用において、中小事業者の実行可能性・事業継続性を損なうことがないような配慮、及び監視指導への周知をお願いしたい。	2018年8月～2019年4月に開催した食品の営業規制に関する検討会において、業界団体からのヒアリングや有識者との意見交換、検討会のとりまとめのパブリックコメントに寄せられたご意見などを踏まえ、中小事業者の実行可能性・事業継続性を含めて考慮した内容としております。
53	その他	建築基準法に基づいて許可を受け表示登記された建築物の内部と外部並びに付帯工事として駐車場並びに駐輪場も確保して、住宅地域においては近隣などに迷惑しない様に説明する様にしてほしい。 また、許可を出す所も同じ役所内ですので横の連絡を取り合うようにしてほしい。また、調理するもの皆資格を取る様にしてほしい。	御意見として承ります。
54	その他	届出制については、5年など期間を定めた届出にするべき。(5年後に再届出する方式。)メールアド	営業届出事項については、今後、省令で定めることとしており、休業及び廃業の際には事業者がその旨を都道府県等に届け出ることを検討しています。

		<p>レスに定期的に変更が無いことのメールを送るシステムにするとのことだが、届出者のメールアドレスが変更になるなどしてメールが届かない場合、結局行政が電話や現地確認しなければならず、手間が増え行政の負担が増える。</p> <p>また、LINEの活用によりそもそもメールアドレスを持たない人も増えてきている。メールアドレスを届出の要件とするのはなじまないのではないか。</p>	
55	その他	<p>営業の届出を提出する際、届出済証が交付されるようになると、届出済証の交付手数料を徴収されることになるのではないか。届出の際、受付印が押された控えの交付で足りるような、届出者の負担が少ない方法にしてほしい。</p>	<p>営業届出には、届出済証の発行はありません。</p>
56	その他	<p>施行期日が「政令で定める日」と記載されているが、この政令(案)には記載されていないので明確に記載して頂きたい。</p>	<p>食品衛生法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令にてお示しすることとしています。</p>

		※同様の意見が 29 件	
--	--	--------------	--